

令和4年度粕屋町情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

第1 公文書の開示の状況

- (1) 開示請求の状況
 令和4年度の公文書の開示請求件数は 87 件です。
 開示請求者別内訳は次のとおりです。(表1)

表1

開示請求者の区分	件数
町の区域内に住所を有する個人	80
町の区域外に住所を有する個人	2
町の区域内に事務所を有する法人その他の団体	0
町の区域外に事務所を有する法人その他の団体	5
合計	87

- (2) 実施機関別開示請求状況及び決定状況(表2)

表2

所管	請求件数	開示請求の主な内容	決定等の状況					
			開示	部分開示	非開示	不存在	却下	取下げ
町長	3	所得課税証明書の発行履歴他	2			1		
	1	粕屋町チャイルドホットラインに関する資料		1				
	2	住居表示に関する資料他	1			1		
	1	有害鳥獣対策に関する資料		1				
教育委員会	1	図書館利用カードに関する資料		1				
	79	教育支援委員会資料他	78	1				

※1件の請求に複数の内容が含まれている場合がありますので、請求件数と決定状況が一致しないことがあります。

- (3) 部分開示と非開示理由の状況
 開示請求に対する決定の状況(表2)のうち、部分開示と非開示の決定状況は次のとおりです。(表3)

表3

部分開示又は非開示事由の内容	件数
実施機関は、開示の請求に係る情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報を容易に分離することができ、かつ当該分離により開示の請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分について開示しなければならない。	2
開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの	2
個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	1

※請求内容によっては、複数の事由に該当する場合がありますので、表2の決定状況と表3の合計件数が一致しないことがあります。

第2 不服申立ての状況

令和4年度は、開示決定等に対する審査請求(不服申立て)はありませんでした。

第3 粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会

- (1) 審査会の設置
 粕屋町情報公開審査会及び粕屋町個人情報保護審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例及び規則の規定に基づき町長の附属機関としてその都度設置されます。
- (2) 粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員
 粕屋町情報公開審査会委員及び粕屋町個人情報保護審査会委員は、現在3名(弁護士2名、大学教員1名)で組織され、委員の任期は2年となっています。